

家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について

「家畜の遺伝資源の保護検討会」の中間取りまとめ骨子のポイント

1 貴重な遺伝資源である和牛を知的財産として保護

(1) 遺伝資源保護に係る戦略的特許の取得(遺伝子特許の取得)

全国の研究機関・研究者間で「協議会」を設立し、特徴的な和牛遺伝子(うま味、香りなど)について、効率的な遺伝子特許の取得を推進。

(2) 遺伝資源保護に係る特許の活用(パテントプール等の構築)

取得した特許を生産者を含め積極的に活用するため、特許権の融通等関係者間で効率的に活用する仕組み(「パテントプール」等)を構築し、特許を戦略的にマネジメント。

2 精液の流通管理の徹底

- ・ 精液ストロー等にバーコードを印字し、精液のロット管理体制を強化して、不正流用を防止。
- ・ 家畜人工授精事業体等が、自主的に精液の流通管理を厳格化するような協議体制を構築し、売買契約書の中に「海外に転売しない」旨の条項を盛り込むように推進。
- ・ 家畜改良増殖法上の精液証明書内にある「譲渡・経由の確認」欄を活用し、バーコード化等と合わせて精液ストローのトレーサビリティ・システムを強化。

3 紛らわしい「和牛」表示の排除

- ・ 厳格な「和牛」表示の徹底を図るため、家畜改良増殖法、牛肉トレーサビリティ法等を活用し、純国産の和牛のみを「和牛」と表示。

4 和牛の改良・生産体制の強化

- ・ 優れた肉質等に関連する遺伝子特許等を和牛の生産・改良に活用し、改良速度を向上。
- ・ 海外の追随を許さない優れた和牛を生産するため、枝肉データの収集システム等を活用し、全国的な改良体制を強化。

※ 7月下旬を目途に中間とりまとめの予定。